

青 色 情 報

青報 0706
事務局
☎351-4159

《確定申告にあたっての重要なお知らせ》

※確定申告個別相談会にお越しの際は必ず下記の書類をお持ちください。

1. 確定申告に際して必要な番号確認及び本人確認のための書類

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）又はマイナンバーの通知カード
 - *ご本人、専従者及び家族全員の分（コピー可）
 - *上記の何れも無い方は、マイナンバーが記載された住民票（コピー可）
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の書類（コピーでも可）
 - ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳
 - などのうち 何れか1つ

2. 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」（ハガキ又は封書）

3. 消費税の申告のある方

(一般課税の方) 「課税取引計算表」を必ず記載（作成）の上、お越しください。

※別紙資料「消費税の税額計算」の step. 1 参照

(簡易課税の方) 事業区分ごとに、標準10%、軽減8%、又は旧8%の税率別の合計金額を計算（算出）した上でお越しください。

§ 令和7年分確定申告期限等について §

I. 申告期限 ①申告所得税及び復興特別所得税 贈与税 : 令和8年 3月 16日（月）

②消費税及び地方消費税 : 令和8年 3月 31日（火）

II. 納付期限 ①申告所得税及び復興特別所得税 贈与税 : 令和8年 3月 16日（月）

②消費税及び地方消費税 : 令和8年 3月 31日（火）

③申告所得税及び復興特別所得税延納分 : 令和8年 6月 1日（月）

【口座振替日】（贈与税は振替納税できません）

① 申告所得税及び復興特別所得税 : 令和8年 4月 23日（木）

② 消費税及び地方消費税 : 令和8年 4月 30日（木）

③申告所得税及び復興特別所得税延納分 : 令和8年 6月 1日（月）

◆口座振替依頼書の提出期限

①申告所得税及び復興特別所得税 : 令和8年 3月 16日（月）

②消費税及び地方消費税 : 令和8年 3月 31日（火）

◆申告所得税の延納要件等

- ・申告書への記載が必要です。

- ・納期限内に2分の1以上の納付（振替納税利用者は確定分振替日に引落し）。

- ・延納する額（「延納届出額」「6月1日までに納付する額」）は千円単位。

- ・延納期間中は利子税が課される

※又、期限内の納税が難しい場合に、申請により税務署長の承認を受けて、期限後に（必要に応じ分割して）納税ができます。詳しくは、所轄税務署にご相談ください。

§ 確定申告相談会へお越しの皆様へ（ご注意を！）

《ご来場時の駐車場について》

「じばさん」には無料駐車場が 20 台程有りますが、確定申告期間中は大変混雑することが予想されます。「じばさん」の駐車場が満車の際には、近隣の駐車場をご利用になられるか又は、公共交通機関でのご来場をお勧めいたします。

◆近隣の駐車場

注) 料金は改定さている場合があります

場 所	料 金	備 考
トナリエ四日市駐車場 (旧ララスクエア四日市)	60 分毎 300 円	無料サービスあり
J Aパーキング (安島 2 丁目 1-2) ※北伊勢信金本店の東側	30 分毎 120 円	最大料金 1 日 720 円
百五銀行西支店有料駐車場 ※四日市博物館西側	30 分毎 200 円	15:00 以降 100 円
コインパーキング等 ※近隣に数か所あり (例: 名鉄協商等)	60 分毎 100 円	最大料金 800 円

§ 各種届出書等とその提出期限 §

税 目	届出書等	内 容	提出期限等
所 得 税	開廃業届出書	事業の開廃業や事務所等の移転があった場合	事業開始等の日から 1 ヶ月以内
	青色申告承認申請書	青色申告の承認を受ける場合	承認を受けようとする年の 3 月 15 日 (その年の 1 月 16 日以後に開業した場合には、開業の日から 2 ヶ月以内)
	青色事業専従者給与に関する届出書	青色事業専従者給与を必要経費に算入する場合	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の 3 月 15 日まで (その年の 1 月 16 日以後開業した場合や新たに事業専従者を有することとなった場合には、その日から 2 ヶ月以内) また、青色事業専従者給与の額等を変更する場合には、遅滞なく
消 費 税	消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合	事由が生じた場合、速やかに
	消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択する場合	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで (適用を受けようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中)
	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	課税事業者であった事業者が、その課税期間の課税売上高が 1,000 万円以下となつことによりその課税期間を基準期間とする課税期間において納税義務が免除されることとなる場合	事由が生じた場合、速やかに
	消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択する場合	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで (事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中)

※令和 7 年 1 月以降税務署では、書面で提出する申告書・申請書・届出書などすべての文書（以下「申告書等」という）への控えへの收受日付印の押なつをしないこととされました。当面の対応として税務署は、窓口に書面で提出した場合でも、リーフレットを交付します。リーフレットには、今回の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法、收受した日付や税務署名が記載されます。